

運転停止・再開方針

令和元年5月8日制定

本方針においては、①排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・硫黄酸化物、②排ガス中の水銀、③排ガス中のダイオキシン類、その他（下水・騒音・振動・悪臭）が、公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止（以下「立ち下げ」という。）及びその後の運転再開について定める。

1. 排出状況の確認

平常時における平均的な排出状況を確認するため、定期測定計画を運營業務受託者に定めさせる。なお、測定方法はバッチ測定※¹とする。

2. 公害防止基準値超過による立ち下げ

① 排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・硫黄酸化物

(1) 立ち下げ

定期測定の結果が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

(2) 自動測定機の活用

自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。

(3) 公表

焼却炉を立ち下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

② 排ガス中の水銀

(1) 立ち下げ

定期測定の結果（法令で定める方法により評価すべき測定結果）が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

(2) 自動測定機の活用

自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。

(3) 公表

焼却炉を立ち下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

③ 排ガス中のダイオキシン類、その他（下水・騒音・振動・悪臭）

(1) 立ち下げ

定期測定の結果が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

(2) 公表

焼却炉を立ち下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

3. 緊急停止

重大故障等、緊急事態発生時は原因の特定とともに直ちに当該焼却炉を緊急停止する。

4. 運転の再開

立ち下げ及び緊急停止に至った事由が解決され、または、運転することに支障がないことが確認された場合は、運転を再開するとともにその経緯を組合ホームページで公表する。

※1 一定期間（もしくは一定量）サンプリングデータを集め、分析・測定する方式。

なお、大気汚染防止法の改正を受け、平成28年9月26日環境省告示第94号にて排ガス中の水銀測定方法としてバッチ測定を定めている。